



国が支える。安心が大きくなる

積立年金

「担い手積立年金」は農業者年金の愛称です。

安心して豊かな老後生活のために新しい農業者年金に加入しましょう

あなたの将来への備えは十分ですか？

農業引退後を安心して暮らすためには、若いうちからの備えが必要です。農業者年金は加入者数の変化や財政事情に左右されない、安全で安心な公的年金制度です。

加入の申し込みやご相談は最寄りの
JAまたは町農業委員会事務局まで
町農業委員会事務局 ☎0187(84)4913

農業者年金の特徴

農業に従事する方は広く加入できます

国民年金の第1号被保険者（保険料免除者を除く）で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者や、配偶者や後継者などの家族農業従事者も加入できます。



少子高齢化時代に強い年金です

自分で積み立てた保険料と、その運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められます（月額2万円から6万7千円までの間で千円単位で自由に選択）。農業経営の状況や将来設計に応じて、いつでも見直すことができます。



終身年金で80歳までの保証付きです

農業者老齢年金は原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に、80歳前に亡くなった場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金として支給します。



税制面で大きな優遇措置があります

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります（支払った保険料の15%～30%程度が節税）。また、将来受け取る年金は公的年金等控除が適用されます。



個人年金の場合は年額最高5万円

認定農業者など一定の要件を満たす方には保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方や、その方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など、一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高1万円、通算すると最大で216万円）があります。

この国庫補助額は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力に応じて受給の時期を決められます。

軽油引取税免税証(農業用)の交付申請について

農業用機械に使用する軽油の免税証交付申請の集合受付を行います。必要書類を準備の上、右記の受付日に申請してください。

県税事務所支所窓口での受付は、平成28年2月5日(金)から行いますが、その場合集合受付を行った方よりも免税証の交付が遅くなりますので、できるだけ右記会場で申請手続きを行ってください。都合がつかない場合は他の会場でも申請することができますので、日程について下記までお問い合わせください。

■注意事項

- ①当日は大変込み合うことが予想されますので、必ず申請書に記入してお越しください。原則として、受付は記入された方から行います。申請書用紙の無い方は下記までご連絡ください。
- ②平成28年の耕作期間中に使用者証(厚紙)の有効期限が到来する場合は更新申請が必要です。
- ③秋田県証紙(400円)は免税証交付時にいただきます。
- ④共同申請で、使用者が加わる場合は更新申請、使用者が脱退等する場合は書換申請が必要になります。なお、印鑑と耕作証明書は全員分が必要になります。

■申請受付日程

受付日	時間	会場
1月14日(木)	10:00~11:30	美郷町役場 3階大会議室
1月15日(金)	13:00~15:30	

■必要書類等

	新規	更新	継続	書換
免税軽油使用者証	—	○	○	○
機械の購入証明書	○	—	—	○
免税軽油使用者証交付申請書	○	○	—	—
誓約書	○	○	—	—
秋田県証紙(400円)	○	○	—	—
免税証交付申請書	○	○	○	○
耕作証明書(農業委員会発行)	○	○	○	○
免税軽油の引取り等に係る報告書	—	○	○	○
平成27年に購入した免税軽油の納品書または購入証明書	—	○	○	○
印鑑	○	○	○	○
未使用の免税証	—	○	○	○

問い合わせ

秋田県総合県税事務所 課税部 課税第二課 ☎018(860)3341
秋田県総合県税事務所 仙北支所 ☎0187(63)5222

介護保険事務所からのお知らせ

介護保険の支給対象となる住宅の改修について

要介護または要支援認定を受けている方が、介護保険の支給対象となる住宅改修を行う場合、費用の9割または8割が介護保険から支給されます(申請上限額20万円)。

■支給対象工事

- ①手すりの取付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止および移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取替え
- ⑤洋式便器等への便器の取替え
- ⑥その他①~⑤の工事に伴い必要となる工事

■申請方法

担当のケアマネジャーに相談のうえ、工事を始める前に介護保険事務所に申請してください。

■支給方法

【償還払い】

改修工事業者に工事費用を全額支払った後、介護保険から9割または8割を支給します。

【受領委任払い】

介護保険から工事業者に費用の9割または8割を直接支払います。

※受領委任払いは、介護保険事務所に登録されている事業者が施工する場合に選択できる支払い方法です。登録業者は介護保険事務所ホームページ(<http://www.oskaigonet.or.jp>)をご覧ください。町福祉保健課・地域包括支援センター・介護保険事務所に用意している一覧表でご確認ください。

問い合わせ

介護保険事務所 保険指導班 ☎0187(86)3911